

国民生活基礎調査の個票データによる 所得税収変動要因等の定量的分析^{*1}

中澤 正彦^{*2}

松田 和也^{*3}

米田 泰隆^{*4}

菊田 和晃^{*5}

要 約

わが国の所得税収は、1991年度に26.7兆円でピークを迎えた後、2012年度の14.0兆円まで下落基調で推移してきた。この間、度重なる税率構造や所得控除の制度改正、景気対策としての定額減税・定率減税が実施される一方で、所得税の税源となる所得は1990年代半ばから減少傾向に推移してきた。

ここで、矢田（2011）では国民生活基礎調査の個票データからマクロの所得税を計算するモデルを提示しており、これを用いることで、個々の制度改正等が税収に与えた影響を定量的に把握することができる。さらに、所得等に一定の仮定を置くことにより、矢田（2011）の計算モデルを用いて一定期間の税収の変動の要因を検証することができると考えられる。

本稿では、国民生活基礎調査の個票データに対し矢田（2011）の計算モデルを用いることにより、1997年から2009年にかけての制度改正や恒久的減税等の景気対策の規模を定量的に示す。その上で、制度改正や所得水準の変化、社会保険料水準の変化による影響について一定の仮定を置き、その間の大きな所得税収の変動について定量的に分析する。

分析の結果、例えば、2005年の公的年金控除の引き下げと老年者控除の廃止は合計で同所得税収比4.2%の増収となるという結果を得た。一方で、景気対策として実施された定額減税・定率減税等の効果については、各年の税収を1998年から2005年までの間2兆円以上、減少させるという結果となる。また、1997年から2009年までの税収変動の要因を分析すると、所得の変動、その中でも名目的な価格の変動が大きく寄与していることがわかる。

本稿のような定量的な分析は、政策の検証やそれを踏まえた政策の企画立案に有効な材料を提供することになると考えられる。

- *1 本稿の作成にあたっては、フィナンシャル・レビュー論文検討会議（財務省財務総合政策研究所、2013年6月）、第44回先端政策分析研究センター研究会（京都大学経済研究所、2013年6月）および日本財政学会第70回大会（慶應義塾大学、2013年10月）の出席者から示唆に富む御指摘、御意見を多数賜った。特に、日本財政学会において、討論者の加藤久和教授（明治大学）、座長の中里透准教授（上智大学）から有益なコメントをいただいた。また、本稿で用いている国民生活基礎調査のデータ提供につき、厚生労働省の関係者各位にご協力いただいた。ここに記して心より感謝申し上げる。ただし、残る誤りはすべて筆者の責任に帰される。なお、本稿の内容は著者らの個人的見解であり、著者らの所属組織の公式見解を示すものではない。
- *2 京都大学経済研究所先端政策分析研究センター 准教授 (nakazawa@kier.kyoto-u.ac.jp)
- *3 財務省財務総合政策研究所 客員研究員
- *4 財務省財務総合政策研究所 研究官
- *5 財務省財務総合政策研究所 研究員

JEL Classification Codes : D31, H24

キーワード：所得税，税制改正，税収変動，マイクロ・シミュレーション

I. はじめに

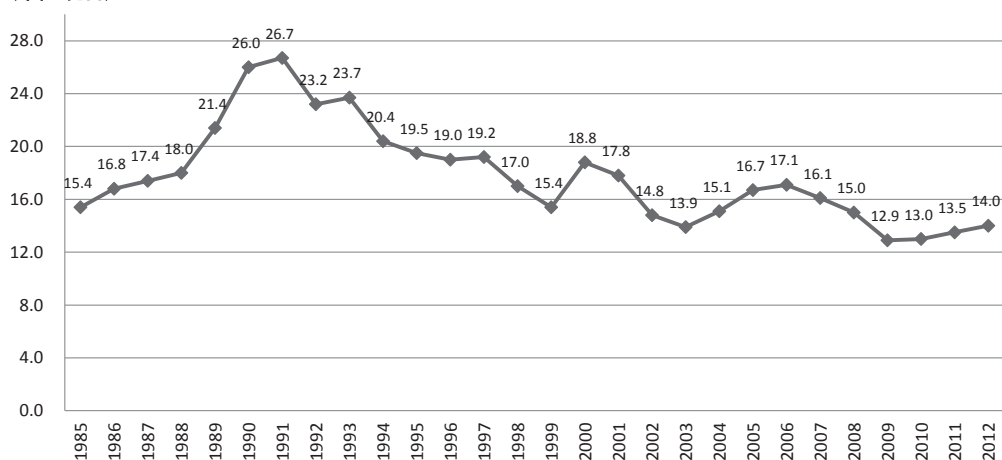
わが国の所得税収は2012年度決算で14.0兆円に上り、租税収入42.9兆円の32.6%を占める基幹税である。図表1は1985年度以降の所得税収の推移を示したものであるが、所得税収は1991年度に26.7兆円とピークを迎えた後、2012年度の14.0兆円まで下落基調で推移してきた。この間、度重なる税率構造や所得控除の制度改正、景気対策としての定額減税・定率減税が実施される一方で、所得税の税源となる所得は1990年代半ばから減少傾向で推移してきた。

ここで、所得税収に関する先行研究を見てみると、まず、税収の所得弾性値の分析を行っている北浦・長嶋（2007）、林（1997）、林（2009）、

吉野・羽方（2006）を挙げることができる。例えば、北浦・長嶋（2007）では、税収弾性値を用いたモデルにより、所得税の税収規模についてシミュレーションを行い、吉野・羽方（2006）では、税制改正が税収の所得弾力性に与えた影響を測定し、その上で税収の将来シミュレーションを行っている。所得弾性値に関する研究以外では、例えば、森信・前川（2001）では、所得税の課税ベースの規模について推計を行い、上田他（2010）では、SNA統計と税務統計をもとに、所得税収の変動要因について、総合課税分と分離課税分に分けて詳細な分析を行いつつ、その中で、所得控除の規模の変化等を時系列で示している。

図表1：所得税収の推移（1985年度以降）

（単位：兆円）



※ 2004年度から2006年度までの所得税収は、一般会計の所得税（歳入）に特別会計の所得贈与税（歳出）を加えた金額
（出所）「国の一般会計歳入歳出決算（財務省）」より、筆者作成

しかし、いずれの先行研究も制度改正、景気対策としての特別減税、および所得の減少が、それぞれ所得税の減収にどの程度影響を及ぼしたかについて分析を行っているものではない。一方、これらの効果を定量的に把握することができれば、減税等の政策効果の検証が可能となる。さらに、わが国の所得税収が1990年代以降、なぜ大きく変動したのか、理解の一助になると考えられる。

ここで、田近・古谷(2003)や田近・八塩(2008)、白石(2009)、矢田(2011)は「国民生活基礎調査(厚生労働省)」の個票を用いることにより、制度改正の効果等の把握ができるとして、所得税の計算モデルを提示している。さらに、矢田(2011)では、所得税の計算モデルから拡大乗数によりマクロの所得税の推計を行っている。したがって、矢田(2011)の分析の枠組みを発展させることにより、90年代以降の所得税収の大きな変動がどのような要因によるものなのか検証する材料を得ることができると考えられる¹⁾。

そこで、本稿では、矢田(2011)で提示されている所得税の計算モデルに基づき、まず、国民生活基礎調査の個票データを用いて、各年の各個人の所得税負担額を計算する。その上で、各個人の所得税負担額の総和としての所得税収を、拡大乗数を用いて計算する。次に、1999年や2007年の税率構造の見直し等、主要な制度改正や恒久的減税等の景気対策がそれぞれ行われなかった場合を想定し、所得税収の理論値を算出する。これにより、制度改正や景気対策としての恒久的減税等が所得税収の変動にどの

程度影響を及ぼしたのか定量的に分析する。各年の税制改正の効果の定量的な把握の際には、税制改正が行われた年に最も近い調査年の国民生活基礎調査を使用し、「国民経済計算(内閣府)」の名目GDPおよび総務省の消費者物価指数(総合)を用いて、個票データに記載されている各個人の所得を税制改正時の所得に調整した上で所得の変動が税収に及ぼす影響を把握する。次に、直近の調査の個票データに対し、所得水準や社会保険料の水準を調整し所得税収の理論値を算出することにより、90年代以降の所得税収の変動要因について、税制によるものなのか、所得の変動によるものなのか、社会保険料控除の拡大によるものなのか等、定量的に分析する²⁾。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第2節では、提供を受けた国民生活基礎調査の1998、2001、2004、2007、2010年調査の個票を基に作成したデータセットを概観する。第3節では、分析の期間を1997年から2009年までと定めた上で、税制改正の効果の検証方法と、矢田(2011)に基づく具体的な所得税の計算モデルの概要を説明し、1997年から2009年にかけて、所得税収の減収額に制度改正がどの程度影響したのか、また1998年から2006年までの定額減税・定率減税が、各年の所得税収をどの程度減少させてきたのか、それぞれ計算し、結果をまとめる。第4節では、2010年調査の個票に対し1997年当時の税制を適用する等により、所得税収の変動要因について定量的に分析する。第5節は、本稿のまとめである。

1) 矢田(2011)では、ACCESSとVBAを用いてデータ処理等を行っているが、本稿ではStata 12を用いた。

2) 制度改正の有無、景気対策の有無により家計行動は変化し、所得水準も変化すると考えられるが、本稿では、家計の行動は変化せず、所得の水準も一定であると見なして分析している。

Ⅱ．国民生活基礎調査（2010年調査）の特徴

Ⅱ－１．使用データ

所得税のモデル計算の先行研究では、矢田（2011）や田近・八塩（2008）等、国民生活基礎調査の個票が用いられていることが多い。これは、矢田（2011）が指摘しているように、国民生活基礎調査の税負担や社会保険料に関する情報が、田中他（2013）や北村・宮崎（2013）等で用いられている全国消費実態調査に比して正確であると考えられるためである。本稿においても、矢田（2011）等と同様に国民生活基礎調査の個票を用いることとする。

国民生活基礎調査は、統計法に基づく基幹統計調査であり、保健・医療・福祉・年金・所得等、国民生活の基礎的事項の調査を目的に、3年に一度大規模調査が行われる。また、所得・税・社会保険料に関する調査項目があることから、個票を用いた税制改正や政策効果の研究に広く用いられている。矢田（2011）では、国民生活基礎調査の2007年調査（2006年の所得データ）を用いて分析を行っている。現時点では、2010年調査（2009年の所得データ）を利用することが可能なことから、本稿では厚生労働省から提供を受けた1998、2001、2004、2007、

2010年調査を利用する。

Ⅱ－２．データセットの作成

本稿では各年の国民生活基礎調査の調査票のうち、世帯票と所得票の個票データを使用する。世帯票からは、世帯員の生年月や世帯主との続柄など世帯の基礎的情報や単身赴任の状況など世帯類型等の情報を得ることができる。また、所得票からは、各世帯員の所得・税・社会保険料の支払の有無・金額等の情報を得ることができる。なお、所得票の調査客体は世帯票の調査客体から無作為抽出されていることから、所得票の調査客体がデータセットの対象となる。

データセットの作成にあたり、矢田（2011）に基づき、サンプルの選別を行う。まず、所得税額の理論値の計算に必要な「生年月」の記載の無い個人が一人でも所属する世帯を分析対象から除外する。次に、社会保険料について、支払いがあるが金額が不明である個人が一人でも所属する世帯は、社会保険料控除の計算を行うことができないため除外する。また、単身赴任世帯と単身赴任者がいる世帯については、両者の扶養関係の結合が困難であり、扶養控除の計算

図表２：提供データ数と削除データ数とその内訳

（単位：世帯又は人）

	H10		H13		H16		H19		H22	
	世帯	個人	世帯	個人	世帯	個人	世帯	個人	世帯	個人
提供データ	30,506	90,059	30,386	89,325	25,091	72,487	23,513	65,018	26,115	70,175
年齢不詳	3	9	10	34	16	40	26	79	26	91
社会保険料不詳	757	2,539	1,298	4,326	3,312	11,751	1,711	5,330	2,988	8,937
単身赴任世帯	212	212	248	248	112	112	153	153	170	170
単身赴任者がいる世帯	242	733	292	875	256	775	950	2,780	1,102	3,120
世帯主が複数名登録されている世帯	1	6	0	0	3	12	5	22	0	0
分析対象	29,291	86,560	28,538	83,842	21,392	59,797	20,668	56,654	21,829	57,857

※データの削除は①年齢不詳、②社会保険料不詳、③単身赴任世帯、④単身赴任者が存在する世帯の順に削除を行った。そのため、例えば年齢不詳世帯に社会保険料不詳世帯が存在する場合、それは社会保険料不詳世帯の件数から除かれている。（出所）「国民生活基礎調査（厚生労働省）」より、筆者作成

を行うことができないことから、これも除外する。また、同一世帯内で、複数の個人が世帯主として登録されている世帯についても除外した。

なお、矢田（2011）では、ジニ係数等の計算のため、可処分所得の推計を行う必要があることから、上記に加え、固定資産税について支払いがあるが金額が不明である個人とその世帯をデータセットから除外している。しかし、本稿では、固定資産税の情報が所得税額の計算には必要ないことから、固定資産税の支払い金額の不明者とその世帯をデータセットに含めることとした。なお、本稿の分析対象となる世帯数・個人数をまとめると、図表2の通りとなる。

Ⅱ－3. 所得分布

次に、データセットの所得分布について考察する。図表3-1～図表3-5は、各年の国民生活基礎調査から作成したデータセットの所得分布を、男女別に示したものである。所得0につい

ては、無記入および実際に0が記入されている人数の合計である。

図表3-1～図表3-5を見ると、1998年調査から2010年調査にかけて、男性については勤労世代を中心に、平均所得は低下基調にある。一方、女性については平均所得がやや上昇している。また所得のばらつきに関しては世代によって異なるものの、例えば男性では、1998年調査から2004年調査にかけて、標準偏差は減少傾向がみられる。一方2004年調査から2010年調査にかけては、ほぼ同水準ないし、世代によっては標準偏差が増加している。

また、各年の調査において、現役勤労世代の男性について、所得が0である個人が多く存在していることも分かる。なお、「所得が0」は、実際に所得が0である場合の他に、調査票における各種所得が1～4,999円である場合を含んでおり、実際に所得が0であることと必ずしも同義ではない³⁾。しかし、図表3-1～図表3-5

図表3-1：データセットの所得分布（1998年調査）

(単位：%)

年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別		男性	男性	男性	男性	男性
所得階層 (万円)	0	16.9	6.3	3.5	3.0	4.7
	1～100	3.5	2.2	2.6	4.9	16.5
	101～200	7.0	4.1	4.8	10.3	19.3
	201～300	15.5	8.9	8.6	13.3	22.8
	301～400	20.1	11.5	10.7	13.4	16.7
	401～500	19.3	16.1	11.5	11.8	6.8
	501～600	10.0	16.1	10.8	8.9	4.1
	601～700	3.9	12.7	10.6	6.6	2.6
	701～800	1.7	9.7	10.1	5.8	1.3
	801～900	0.8	5.1	8.3	5.2	1.0
	901～1000	0.6	2.9	6.8	4.8	0.8
	1001～1100	0	1.3	3.8	3.1	0.5
	1101～1200	0	1.0	2.4	2.0	0
	1201～	0	2.1	5.6	7.0	2.6
人数（人）		5,250	5,231	6,553	5,739	6,868
平均所得(万円)		331.1	528.4	639.2	578.4	319.6
標準偏差(万円)		249.6	341.5	488.3	590.8	436.9

(単位：%)

年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別		女性	女性	女性	女性	女性
所得階層（万円）	0	48.7	46.3	36.3	40.1	17.3
	1～100	10.8	18.4	20.2	21.6	48.1
	101～200	11.8	11.7	15.5	17.4	21.5
	201～300	13.0	8.4	11.0	9.6	7.6
	301～400	9.5	5.2	5.6	4.5	2.5
	401～500	4.1	3.5	3.7	2.1	1.2
	501～600	1.4	2.3	1.9	1.2	0.5
	601～700	0	2.1	1.8	0.9	0
	701～800	0	1.3	1.7	0.7	0
	801～900	0	0.5	1.3	0.6	0
	901～1000	0	0	0.5	0.5	0
	1001～1100	0	0	0	0	0
	1101～1200	0	0	0	0	0
	1201～	0	0	0	0.5	0
人数（人）		5,612	5,470	6,807	6,204	9,250
平均所得（万円）		123.9	132.2	163.8	129.0	107.1
標準偏差（万円）		162.8	202.3	248.9	225.3	157.2

3) 例えば2010年調査では、データセットにおける所得0の人数18,250人のうち、調査票の所得項目に1つ以上0が記入されている個人は10人、所得項目がすべて無記入である個人は18,240人と、無記入が多い。

図表 3-2：データセットの所得分布（2001年調査）

(単位：％)						(単位：％)							
年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～	年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別		男性	男性	男性	男性	男性	性別		女性	女性	女性	女性	女性
所得階層（万円）	0	19.2	9.6	5.7	4.2	4.2	所得階層（万円）	0	47.7	42.3	33.8	37.7	15.3
	1～100	4.5	3.3	3.5	6.8	18.0		1～100	11.6	19.0	21.0	24.1	47.6
	101～200	9.1	5.2	6.9	11.3	22.0		101～200	13.7	14.3	17.9	19.2	23.7
	201～300	18.8	9.8	10.5	16.3	21.8		201～300	12.9	9.2	10.3	9.0	8.4
	301～400	20.2	13.8	11.5	12.9	16.3		301～400	8.9	5.8	5.6	3.8	2.7
	401～500	15.4	16.5	11.3	10.3	6.4		401～500	3.7	3.8	3.5	2.0	0.9
	501～600	7.8	13.9	10.9	7.8	3.6		501～600	1.0	2.1	1.9	1.2	0.5
	601～700	2.9	11.5	9.5	6.2	2.2		601～700	0	2.0	1.7	0.8	0
	701～800	1.1	7.3	9.5	5.7	1.0		701～800	0	1.1	2.0	0.8	0
	801～900	0.5	4.0	7.2	4.7	1.0		801～900	0	0	1.3	0.7	0
	901～1000	0	2.2	5.1	4.5	0.5		901～1000	0	0	0	0	0
	1001～1100	0	0.6	2.6	2.7	0.5		1001～1100	0	0	0	0	0
	1101～1200	0	0.5	1.7	1.5	0		1101～1200	-	0	0	0	0
	1201～	0	1.6	4.1	5.2	1.9		1201～	0	0	0	0.5	0
人数（人）		4,860	4,820	6,184	5,344	8,094	人数（人）		5,205	5,077	6,527	5,856	11,053
平均所得（万円）		291.7	470.5	567.2	516.6	293.2	平均所得（万円）		120.6	132.4	166.6	126.3	108.3
標準偏差（万円）		236.4	365.2	476.0	523.8	363.5	標準偏差（万円）		163.9	183.2	243.4	247.1	142.3

図表 3-3：データセットの所得分布（2004年調査）

(単位：％)						(単位：％)							
年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～	年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別		男性	男性	男性	男性	男性	性別		女性	女性	女性	女性	女性
所得階層（万円）	0	13.7	6.7	4.4	4.0	4.3	所得階層（万円）	0	42.3	42.1	32.5	36.9	14.5
	1～100	5.2	3.3	4.6	7.3	17.1		1～100	13.2	20.2	21.8	25.9	47.9
	101～200	11.4	5.8	7.5	13.1	23.3		101～200	15.6	14.6	19.4	18.0	26.1
	201～300	19.8	10.5	10.0	15.7	24.4		201～300	14.6	8.5	9.9	8.5	7.4
	301～400	21.7	14.2	12.9	14.1	16.1		301～400	8.7	5.2	4.9	3.8	2.4
	401～500	16.0	16.3	12.0	10.3	6.1		401～500	4.0	3.8	3.3	2.1	0.6
	501～600	7.8	14.2	10.3	7.9	2.8		501～600	1.1	2.6	2.3	1.2	0
	601～700	2.7	12.3	9.8	6.5	1.6		601～700	0	1.8	2.2	1.0	0
	701～800	0.9	7.6	9.6	5.2	1.1		701～800	0	0.7	2.2	1.0	0
	801～900	0	3.8	7.2	4.6	0.6		801～900	0	0	0.8	0.6	0
	901～1000	0	1.8	4.7	3.5	0.5		901～1000	0	0	0	0	0
	1001～1100	0	1.0	2.6	2.2	0		1001～1100	-	0	0	0	0
	1101～1200	0	0.6	1.5	1.4	0		1101～1200	0	0	0	0	0
	1201～	0	1.7	2.9	4.2	1.6		1201～	-	0	0	0	0
人数（人）		2,898	3,476	4,052	4,176	6,707	人数（人）		3,208	3,696	3,926	4,710	8,829
平均所得（万円）		297.2	479.7	534.1	470.7	270.2	平均所得（万円）		126.4	128.4	158.2	121.2	104.3
標準偏差（万円）		194.6	332.6	346.2	407.3	285.0	標準偏差（万円）		148.3	183.6	204.3	188.3	120.5

図表 3-4：データセットの所得分布（2007 年調査）

(単位：％)						(単位：％)							
年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～	年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別		男性	男性	男性	男性	男性	性別		女性	女性	女性	女性	女性
所得階層 (万円)	0	19.3	11.7	7.0	4.0	3.9	所得階層 (万円)	0	45.5	43.4	31.0	35.3	13.8
	1～100	4.2	3.5	3.9	7.4	15.7		1～100	13.6	17.3	21.1	25.6	48.0
	101～200	9.1	5.8	6.7	13.4	22.8		101～200	14.6	14.9	19.6	19.2	25.4
	201～300	18.2	10.7	10.1	15.1	26.3		201～300	13.6	8.8	10.6	9.1	8.3
	301～400	20.0	12.8	9.7	13.0	15.7		301～400	7.6	6.2	5.6	3.8	2.4
	401～500	15.3	15.2	11.2	10.4	6.1		401～500	3.0	4.0	3.5	2.2	0.7
	501～600	8.1	13.6	10.9	8.4	3.1		501～600	1.3	2.6	2.7	1.2	0
	601～700	3.4	10.5	10.3	6.2	1.8		601～700	0	1.8	1.9	1.0	0
	701～800	1.1	7.1	10.7	6.2	1.1		701～800	0	0.6	2.3	1.2	0
	801～900	0.5	3.7	7.6	5.1	0.8		801～900	-	0	1.0	0.7	0
	901～1000	0	2.2	4.2	3.9	0.7		901～1000	-	0	0	0	0
	1001～1100	0	1.2	2.2	2.0	0		1001～1100	-	0	0	0	0
	1101～1200	0	0.6	1.9	1.4	0		1101～1200	-	-	0	0	0
	1201～	0	1.3	3.7	3.7	1.4		1201～	0	0	0	0	0
人数（人）		2,876	3,526	3,441	4,033	6,735	人数（人）		3,092	3,657	3,502	4,416	8,746
平均所得(万円)		294.2	447.2	548.0	473.8	276.8	平均所得(万円)		118.8	132.2	167.2	127.4	110.2
標準偏差(万円)		226.8	326.0	401.9	419.9	289.8	標準偏差(万円)		154.8	193.0	213.5	197.6	145.3

図表 3-5：データセットの所得分布（2010 年調査）

(単位：％)						(単位：％)							
年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～	年齢階層		25～34	35～44	45～54	55～64	65～
性別		男性	男性	男性	男性	男性	性別		女性	女性	女性	女性	女性
所得階層 (万円)	0	18.3	9.6	6.1	3.0	2.3	所得階層 (万円)	0	36.7	36.3	27.4	29.4	12.4
	1～100	7.9	5.4	6.7	10.2	13.7		1～100	14.5	21.8	21.4	28.1	43.8
	101～200	11.6	5.9	6.7	14.5	23.1		101～200	17.9	16.1	20.6	20.9	28.2
	201～300	20.0	11.1	10.4	15.3	28.1		201～300	16.2	10.9	11.8	10.2	10.7
	301～400	19.1	14.8	10.8	13.9	17.4		301～400	8.8	5.6	5.8	4.1	2.6
	401～500	13.1	15.9	10.9	10.6	6.7		401～500	4.2	4.0	4.0	2.6	0.9
	501～600	5.5	13.1	10.2	7.4	3.3		501～600	1.3	2.8	2.7	1.3	0.5
	601～700	2.4	9.6	9.3	6.3	1.5		601～700	0	1.6	3.0	1.0	0
	701～800	1.0	6.4	10.6	5.1	1.0		701～800	0	0	2.2	1.3	0
	801～900	0	3.5	7.1	4.4	0.6		801～900	0	0	0.8	0.6	0
	901～1000	0	1.9	3.5	3.1	0.5		901～1000	-	0	0	0	0
	1001～1100	0	0.8	2.7	1.6	0		1001～1100	-	0	0	0	0
	1101～1200	0	0	1.1	0.9	0		1101～1200	-	0	0	0	0
	1201～	0	1.6	3.9	3.7	1.2		1201～	-	0	0	0	0
人数（人）		2,519	3,703	3,469	4,476	7,183	人数（人）		2,717	3,881	3,608	4,946	9,239
平均所得(万円)		265.0	434.0	526.4	439.5	277.7	平均所得(万円)		135.5	136.9	174.9	132.6	117.9
標準偏差(万円)		217.7	324.0	465.7	409.5	278.3	標準偏差(万円)		146.1	179.9	209.9	192.9	128.9

（図表 3-1 ～ 3-5 の注）割合は、それぞれの年齢階層の合計人数のうち、各所得階層に属する個人の割合を示している。また、割合が 0.5% 未満の場合は「0（％）」と表記し、該当者がいない場合は「－」と表記している。

（出所）「国民生活基礎調査（厚生労働省）」より、筆者作成

ではこれらを所得が0であるとみなしている。

ここで、所得0に着目すると、例えば、直近の2010年調査（2009年の所得データ）の所得分布である図表3-5において、25～34歳の男性の所得0の割合は18.3%となっている。この数値の妥当性を検証するため、所得0の割合と労働力人口比率や完全失業率との比較を行う。図表4は「労働力調査」（総務省）から得られる、2009年の労働力人口比率・完全失業率と、デー

タセットにおける所得0の個人の割合を年齢階層別、男女別に示したものである。所得0の個人の割合はデータセット全体のものと、被用者保険（本人）に加入している個人に限定したものとの2通りを示している。図表4を見ると、25～34歳男性の労働力人口比率は、95.2%、完全失業率は6.5%であることから、就業者ではない個人の割合は11.0%である⁴⁾。仮に就業者ではない場合であっても、失業保険給付や生活

図表4：年齢階層別の労働力人口比率・完全失業率・所得0の割合

（単位：％）

		労働力人口比率		完全失業率		所得0の割合				所得0の割合（被用者保険（本人）加入者限定）				被用者保険（本人）加入率			
		男性	女性	男性	女性	男性	世帯主（※1）	非世帯主（※2）	女性	男性	世帯主（※1）	非世帯主（※2）	女性	男性	世帯主（※1）	非世帯主（※2）	女性
年齢階層	25～34	95.2	71.9	6.5	6.3	18.3	1.0	31.0	36.7	10.9	0.8	20.9	15.5	70.2	82.5	61.0	48.7
	35～44	96.7	68.3	4.4	5.0	9.6	0.9	28.2	36.3	5.2	0.7	17.4	10.6	77.6	82.9	66.1	37.1
	45～54	96.1	73.9	3.9	3.8	6.1	1.2	25.0	27.4	3.3	1.0	15.3	6.6	73.6	77.4	59.0	40.6
	55～64	84.6	53.5	5.6	3.4	3.0	1.2	25.7	29.4	1.5	0.8	14.0	6.2	56.8	57.9	42.7	23.5
	65～	29.4	13.1	3.3	1.4	2.3	0.8	20.8	12.4	0.6	0.6	-	4.9	8.8	9.4	2.1	2.0

※1 世帯主に限定した場合の割合 ※2 非世帯主に限定した場合の割合
（出所）「労働力調査（総務省）」2009年データより、筆者作成

図表5：31～50歳男性の世帯属性分布

所得0の世帯員の世帯属性			所得0以外の世帯員の世帯属性		
続柄	人数（人）	割合	続柄	人数（人）	割合
世帯主	52	7.7%	世帯主	4,717	74.6%
配偶者	11	1.6%	配偶者	26	0.4%
子	572	84.6%	子	1,464	23.1%
子の配偶者	12	1.8%	子の配偶者	76	1.2%
孫	9	1.3%	孫	20	0.3%
孫の配偶者	0	0.0%	孫の配偶者	1	0.0%
世帯主の父母	0	0.0%	世帯主の父母	0	0.0%
配偶者の父母	0	0.0%	配偶者の父母	0	0.0%
祖父母	0	0.0%	祖父母	0	0.0%
兄弟姉妹	16	2.4%	兄弟姉妹	17	0.3%
その他の親族	0	0.0%	その他の親族	1	0.0%
その他	4	0.6%	その他	2	0.0%
合計	676	100.0%	合計	6,324	100.0%

（出所）「国民生活基礎調査（厚生労働省）」より、筆者作成

4）ある世代の就業者の割合は、（労働力人口比率）×（1－失業率）で計算される。25～34歳男性においては就業者の割合が89.0%となることから、就業者ではない個人の割合は11.0%とした。

保護等、何らかの所得を得ている可能性があると考えられる。したがって、国民生活基礎調査における25～34歳男性における所得0の割合が18.3%というのは、過大であると考えられる。

また、どのような個人において所得が0となっているかを確認する。図表5は、31～50歳の男性について、所得0の個人と、所得が0ではない個人について、それぞれの世帯主に対する続柄を示したものである。これをみると、所得が0ではない個人については、世帯主である場合が74.6%と多数を占めており、「子」は

23.1%でしかない。一方、所得が0の個人では、その84.6%が、世帯主の「子」であることがわかる。このことから、調査票上、世帯主ではない勤労世代がいる世帯の所得が過少に申告されている可能性が考えられる。

以上のことは、特に税・社会保険料の担い手である現役勤労世代の男性について、その所得が過少に申告されている可能性を示唆しており、そのことが本稿における税収の理論値を下振れさせる可能性があることに留意する必要がある。

Ⅲ．税制改正の効果の算出

Ⅲ－１．分析の対象となる期間

税制改正の効果の分析を始めるにあたり、起点と終点となる年を定める必要がある。今回提供を受けた国民生活基礎調査の個票データは1998、2001、2004、2007、2010年調査であり、所得票のデータはそれぞれ1997年、2000年、2003年、2006年、2009年時点のものとなる。そこで、1997年から2009年までの制度改正や特別減税等を対象とする。

Ⅲ－２．分析の対象となる所得税収

図表1で過去の所得税収の推移を示したが、そこで用いられている所得税収は、総合課税分と分離課税分の合計額である。このうち、分離課税分の課税ベースである金利収入等について国民生活基礎調査では、正確な金額を把握することはできない⁵⁾。そこで、本稿では、所得税収のうち総合課税分に着目し分析する。

そこで、分析の前提となる過去の所得税収について、総合課税分を把握する必要がある。

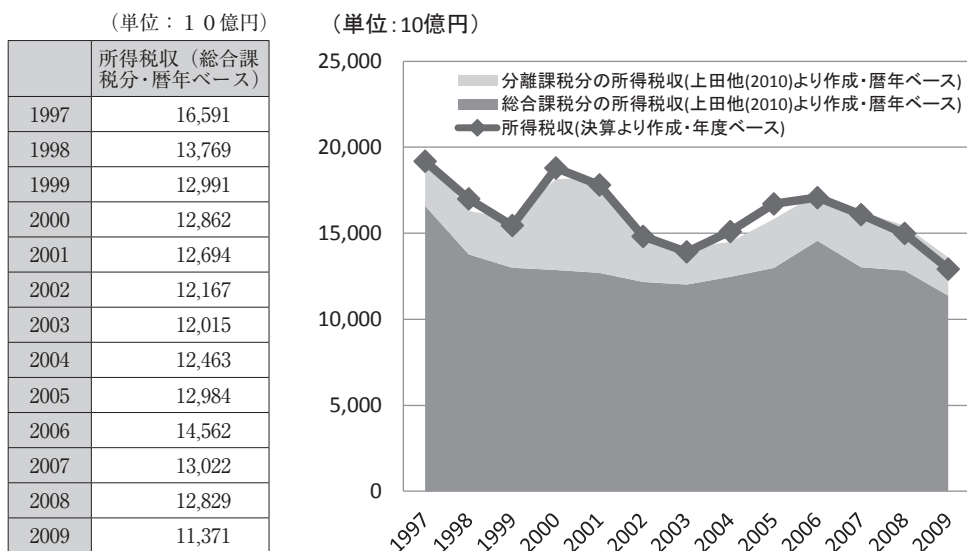
所得税収の先行研究として紹介した上田他(2010)では、年度ベースの所得税の決算額を暦年ベースに変換した上で、「国税庁統計年報」のデータを用いて、総合課税分と分離課税分の所得税収の推計値を示している。そこで、本稿では、所得税収のうち、総合課税分を上田他(2010)で示されている方法により算出した(図表6参照)。

Ⅲ－３．計算モデルに適用する税制

本稿の計算モデルに適用する税制は、1997年の税制を基準に、1997年から2009年における税制の変更を順次反映させた場合の各税制とする。具体的には、図表7に示している1999年の最高税率の引き下げ、特定扶養控除の引き上げ、2004年の配偶者特別控除の変更、2005年の公的年金控除の引き下げ、老年者控除の廃止、2007年の地方への税源移譲に伴う税率構造の見直しについて、1997年の税制から順次計算モデルを変更し、それぞれの場合の計算モ

5) 国民生活基礎調査における「財産所得」項目には、分離課税の対象となる利子・配当所得に加え、総合課税の対象となる不動産所得などが含まれた金額が記載されており、それぞれの金額を正確に把握することができないことから、本稿ではすべて総合課税の対象とみなして計算を行っている。

図表6：総合課税分の所得税収の推移



※ 2008、2009年は上田他（2010）の計算方法により算出

※ 2004年から2006年の所得税収（年度ベース）は、国の決算における一般会計の所得税（歳入）に特別会計の所得贈与税（歳出）を加えた金額

（出所）上田他（2010）および「国の一般会計歳入歳出決算（財務省）」より、筆者作成

デルを用いて、所得税収を計算する。その際、定額減税・定率減税等の景気対策に伴う特別減税についても、それが実施された場合と実施されなかった場合のそれぞれについて計算モデルを構築し、所得税収を計算する。

なお、住宅ローン減税⁶⁾は、本分析の対象期間中、税額控除の限度額の見直し等を伴いながら実施されてきている。例えば、民間給与実態統計調査を用いることにより、年末調整を行い1年以上勤務した給与所得者に限られるものの、住宅ローン減税の減税規模を把握することができる。これを示した図表8によると住宅ローン減税の所得税収の変動に与えた影響は無視し得ないものと考えられ、また本稿における税収の理論値を上振れさせると考えられる。しかし、国民生活基礎調査では、各世帯の住宅ローン減税の控除額を計算するために必要な情報が得られないため、本稿では分析の対象外とする。

Ⅲ－４．所得税の計算モデルと所得水準の調整

所得税の理論値の計算は、田近・八塩（2008）、矢田（2011）に基づいて行う。まず、個人毎の所得税額計算を以下①～③の手順で行い、④で所得税収を計算する。また、⑤では所得水準の調整方法を示している。

①合計所得の計算

まず、個人の所得金額を算出する。矢田（2011）に基づき、

$$\begin{aligned} \text{合計所得} = & \text{雇用者所得} + \text{公的年金} \cdot \text{恩給} \\ & + \text{企業年金} \cdot \text{個人年金等} \\ & + \text{事業所得} + \text{農耕} \cdot \text{畜産所得} \\ & + \text{家内労働所得} + \text{財産所得} \end{aligned}$$

とする。右辺の各項目は所得票の各項目に記載

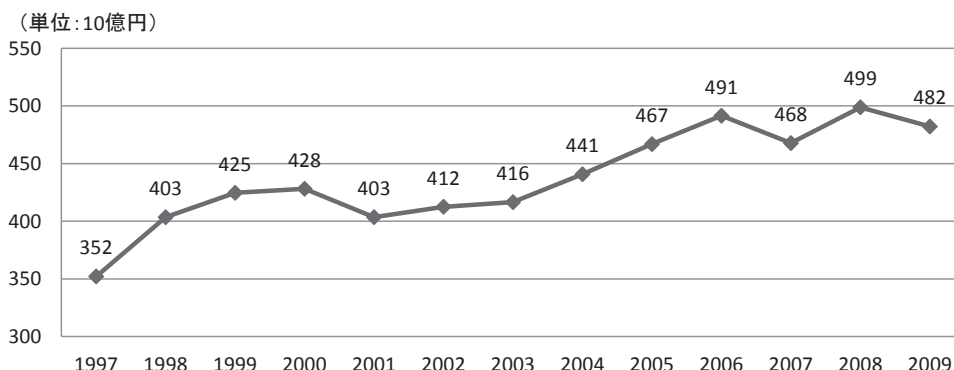
6) 1997、98年は住宅取得促進税制、99年から2004年までは住宅ローン税制控除制度、05年以降は住宅借入金等特別控除と名称が変更されてきたが、本稿ではこれらをまとめて住宅ローン減税と呼ぶ。

図表7：税制の変遷（1997年以降）

[illegible]

(出所) 所得税法および租税特別措置法より、筆者作成

図表8：住宅ローン減税の減税規模



※年末調整を行い1年以上勤務した給与所得者の住宅ローン減税の金額を合計
 （出所）「民間給与実態統計調査（国税庁）」第17表より、筆者作成

されている金額を使用するが、雇用者所得については、その金額に応じた給与所得控除額を差し引く。さらに、公的年金・恩給と企業年金・個人年金等の合計額を所得税法上の年金雑所得に該当するとみなし、その金額に応じた公的年金等控除額を差し引く⁷⁾。

また、所得税法上、退職所得、山林所得、一時所得、譲渡所得も合計所得に含まれるが、これらの所得は国民生活基礎調査の調査対象ではないことから合計所得の計算には含めていない。なお、これらの所得金額は全体の総合課税分の所得金額に比して小さい⁸⁾。

②所得控除の計算

次に、①で計算した合計所得を基に、所得控除の金額を計算する。計算する所得控除は基礎控除・社会保険料控除・老年者控除（2005年

以降廃止）・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除の6種類である⁹⁾。まず合計所得から基礎控除（38万円）を差し引き、次に社会保険料控除として、所得票の「社会保険料」項目に記載の金額を差し引く。また、2004年までのモデルにおいては、65歳以上かつ、合計所得が1,000万円以下の場合、老年者控除（50万円）を差し引く。配偶者がいる場合には、基礎控除・社会保険料控除・老年者控除（2004年までのモデルの場合）を差し引いた後の金額を配偶者と比較し、金額が高い方を配偶者控除・配偶者特別控除の適用対象者とし、配偶者の合計所得を基に配偶者控除・配偶者特別控除の金額を計算する。続いて配偶者控除・配偶者特別控除適用後の所得が世帯内で最も高い者を扶養控除の適用対象者とし、世帯票の世帯情報を基に控除額を計算する。

7) 所得税法上、企業年金は年金雑所得に含まれるが、個人年金は年金雑所得ではなく雑所得となる。しかし、国民生活基礎調査における「企業年金・個人年金等」では、両者を分離することができないため、本稿ではすべて企業年金であるとみなして計算を行っている。

8) 国税庁『申告所得税標本調査結果』によると、2009年に申告された各種所得額の総所得に占める割合は、給与所得42.4%、不動産所得17.8%、事業所得15.7%（農業所得1.2%含む）、雑所得13.5%、譲渡所得8.8%、配当所得1.2%、一時所得1.1%、退職所得0.2%、利子所得0.0%、山林所得0.0%となっている。譲渡所得は必ずしも少額ではないが、総合課税の適用対象となる総合譲渡所得は譲渡所得の0.1%である。

9) 国税庁『申告所得税標本調査結果』によると、2009年の申告納税者について、各種所得控除の所得控除総額に占める割合は、社会保険料控除32.7%、基礎控除29.4%、扶養控除13.6%、配偶者控除10.5%、配偶者特別控除0.5%、医療費控除4.3%、生命保険料控除3.2%、障害者・寡婦・寡夫控除2.6%、小規模企業掛金等共済控除2.4%、地震保険料控除0.4%、寄付金控除0.3%、雑損控除0.0%となっている。

③税率表の適用

合計所得から各種所得控除を差し引いた課税所得に対し、金額に対応する税率を掛け合わせるにより所得税額を計算する。定額減税や定率減税がある場合には、減税額を計算した上で、所得税額から差し引く。

④拡大乗数を用いた所得税収の計算

「国民生活基礎調査」には、世帯票、所得票のそれぞれに、集計上の地区ごとに割り振られた拡大乗数が付与されている。①～③で計算された各個人の所得税額に拡大乗数を掛け合わせ、その総和をとることで、所得税収を算出することができる。ただし、拡大乗数は調査票の回収率が100%の場合にはデータセットを全国規模に拡大することができるが、実際の回収率は100%に満たない。そのため、「国勢調査」(総務省)に比して性別や世帯構造、年齢階層等で偏りが生じうる。

そこで、先行研究では、拡大乗数を補正することにより性別等で発生している偏りを調整している。例えば、稲垣・金子(2008)、稲垣(2010)、及び矢田(2011)では、データセットにおける性別、年齢階層別、配偶者の有無別人口と世帯主の性別、年齢階層別、世帯構造別世帯数の分布が、国勢調査の分布に一致するように拡大乗数を補正することで、偏りを調整している。一方、高山・白石(2009)では年齢階層別人口にのみ着目した補正を行っている。本稿では、矢田(2011)の手法を用いて拡大乗数を補正し、偏りを調整する。

その上で、補正された所得税収に、国勢調査に記載の全国の世帯数を用いて〔(国勢調査の世帯数) / (拡大乗数適用後世帯数)〕を乗じ、所得税収を算出する。

⑤所得水準の調整

図表7で示した各税制に基づき、上記①～④の計算を行う。その際、例えば2007年の制度改正の効果を計算するためには、2007年の所

得水準を反映したデータセットを基に計算を行うことが望ましい。しかし、本稿の分析では、国民生活基礎調査のうち3年に一度の大規模調査時のものを使用しており、2007年の所得水準に基づく大規模調査は存在しない。そこで、2007年に最も近い2006年の所得に基づく2007年調査から、所得水準のみを調整したものを2007年のデータセットとして使用する。同様の考えから、1998年調査からは1997、1998年所得水準を反映したデータセット、2001年調査からは1999～2001年のデータセット、2004年調査からは2002～2004年のデータセット、2007年調査からは2005～2007年のデータセット、2010年調査からは2008、2009年のデータセットを作成する。

所得水準の調整は、年金収入以外は各調査の所得データ対象年前後1年の名目GDP変化率を対象年の所得に乗じるにより行う。年金収入に関しては、受給権者(既裁定者)が受け取る年金は物価変動率に基づき毎年度改定されることを踏まえ、消費者物価指数(総合)の変化率を用いる。

Ⅲ－５．税制改正・景気対策の影響額の計算

個別の制度改正や景気対策等の影響額は、以下のように計算する。

①制度改正の影響額・・・改正当年のデータセットの下で、改正前年の計算モデルと当該制度改正を踏まえた計算モデルにより所得税収を計算し、その差額を制度改正の影響額とする。

②景気対策等の影響額・・・当年の制度改正を踏まえた計算モデルをベースに、景気対策を行った場合と行わなかった場合の計算モデルを構築し、所得税収を計算し、その差額を景気対策の影響額とする。

その際、1999年、2005年については複数の税制改正があるため、例えば、1999年では、最高税率の引き下げのみを反映させる場合、特定扶養控除の引き上げのみを反映させる場合、最高税率の引き下げと特定扶養控除の引き上げ

とともに反映させる場合の3通りの税制を使用し、各々の改正項目単体の効果と、税制改正全体の効果のそれぞれを計算する。

Ⅲ－6. 税制改正の効果の計算結果

計算の結果は図表9の通りとなる。

まず、計算モデルと拡大乗数により求めた理論的な所得税収と上田他（2010）の方法により算出した所得税収のうち総合課税分について比較をすると、1997年、98年を除き、概ね1兆円から2兆円、理論的な所得税収が上田他（2010）の方法により算出する所得税収（総合課税分）を下回っている。住宅ローン減税を除外して理論的な所得税収を算出していることを踏まえれば、本稿で算出した理論的な所得税収と実際の所得税収（総合課税分）の乖離はさらに拡大すると考えられる。第2節で指摘した所

得0が過大な可能性等を要因として、矢田（2011）でも指摘されている通り国民生活基礎調査で把握している所得が全体として少なめとなっていることを示唆していると考えられる。

次に、計算モデルを用いて個別の制度改正の効果を見ると、2007年の地方への税源移譲の効果は、3兆720億円（2007年理論的所得税収比25.6%）の減収となっている。また、1999年の最高税率の引き下げと特定扶養控除の引き上げを合わせて、3,700億円（1999年理論的所得税収比3.2%）の減収となっている。一方、2004年の配偶者特別控除の見直しは6,690億円（2004年理論的所得税収比6.2%）、2005年の公的年金控除の引き下げと老年者控除の廃止は合わせて5,080億円（2005年理論的所得税収比4.2%）の、それぞれ増収となっている。

また、景気対策として実施された定額減税・

図表9：税制改正の効果の計算結果

（単位：10億円）

	所得税収 (総合課税分) 本稿理論値	税制改正の効果			景気対策等の効果			所得税収 (総合課税分) 上田他(2010)を 用いた推計値
		内容	金額	割合	内容	金額	割合	
1997	16,624	-	-	-	-	-	-	16,591
1998	13,437	-	-	-	定額減税	▲2,487	-18.5%	13,769
1999	11,415	影響額合計	▲370	-3.2%	影響額合計	▲2,323	-20.4%	12,991
		最高税率の引き下げ	▲260	-2.3%	年少扶養控除の引き上げ	▲184	-1.6%	
		特定扶養控除の引き上げ	▲110	-1.0%	定率減税（20%）	▲2,173	-19.0%	
2000	11,805	-	-	-	定率減税（20%）	▲2,216	-18.8%	12,862
2001	11,579	-	-	-		▲2,175	-18.8%	12,694
2002	10,124	-	-	-		▲2,083	-20.6%	12,167
2003	10,104	-	-	-		▲2,080	-20.6%	12,015
2004	10,866	配偶者特別控除の変更	669	6.2%		▲2,256	-20.8%	12,463
2005	12,126	影響額合計	508	4.2%		▲2,393	-19.7%	12,984
		公的年金控除の引き下げ	137	1.1%				
		老年者控除の廃止	323	2.7%				
2006	13,483	-	-	-	定率減税（10%）	▲1,210	-9.0%	14,562
2007	11,998	地方への税源移譲	▲3,072	-25.6%	-	-	-	13,022
2008	11,521	-	-	-	-	-	-	12,829
2009	9,939	-	-	-	-	-	-	11,371

※1 本稿理論値、税制改正の効果および景気対策等の効果の金額は、補正後拡大乗数、所得調整の下で計算される金額。

※2 2項目以上の税制改正が行われた場合、相互作用が存在するため、個別の改正項目の影響額の合計と、全体としての改正の影響額は必ずしも一致しない。

（出所）「国民生活基礎調査（厚生労働省）」および上田他（2010）より、筆者作成

定率減税等の効果については、各年の税収を1998年から2005年の間は2兆円以上、減税規模を半減させた2006年は1兆2,100億円減少させるという計算結果となった。理論的な所得税収との比率で見れば、1998年は18.5%、2006年は9%であるが、1999年から2005年までの間は20%前後となる。

以上のように、統計の個票データを活用することにより、政策減税等、政策の効果をマクロ的な視点で定量的に分析することが可能とな

る。なお、計算結果を解釈する際には、例えば国民生活基礎調査で把握している所得が全体として少なめとなっている可能性がある等、個別統計が持つ特性を十分に理解する必要がある。また、景気対策として行われた定額減税・定率減税等の減税規模については、本稿では減税が実施された後の所得から算出しており、減税等による景気対策が所得水準に与えた影響を考慮していない点に留意が必要となる。

IV. 税収の変動要因の分析

上田他（2010）の方法により算出した所得税収の総合課税分の推移を示した図表6を見ると、1997年には16.6兆円あった税収が翌1998年には13.8兆円に落ち込み、以降2003年の12.0兆円まで緩やかな下落基調にあった。2004年から2006年にかけて14.6兆円まで所得税収（総合課税分）は増収となったが、2007年以降は再び減収基調となり、2009年は11.4兆円まで落ち込んでいる。1997年から2009年にかけての所得税収（総合課税分）の減少額は5.2兆円となり、12年間で31.5%の減収となっている。本節では、31.5%の減収という大きな所得税収の変動の要因を矢田（2011）の計算モデルを活用して説明を試みる。なお、第3節で算出した所得税収の理論値は1997年の16.6兆円から2009年の9.9兆円と6.7兆円減少しており、12年間で40.2%の減収となっている。

IV-1. 分析の対象となる期間

中長期の税収の変動要因を計算する際に、起点・終点となる年は、制度改正や特別減税等がない年であることが望ましいと考えられる。まず、終点となる年については、2010年の国民生活基礎調査が2009年の所得データを対象としており、また、2009年には所得税の計算モ

デル上で考慮すべき制度改正や特別減税がないことから、2009年を終点とする。起点に関しては、2009年から過去に遡ると1997年が所得税の計算モデル上で対象となる制度改正や特別減税がないことから、1997年を起点とする。

IV-2. 税収変動の影響額の計算

次に、1997年から2009年までの所得税収の変動の要因を分析する。要因として考えられる候補として、制度改正、所得水準の変化、人口構成の変化等が考えられる。制度改正については、所得控除の見直しに伴う課税ベースの変動や税率の変更等が税収の変動をもたらすことになり、所得水準の低下も課税ベースの縮小につながることになる。また、人口構成が高齢化する中で、医療費や年金給付の増大等から社会保険料負担が増加しており、これも控除を通じて課税ベースを縮小させることになる。

そこで、2010年調査を用いて、まず2009年の税制を反映した所得税の理論値を求めた上で、以下の①から③を計算することにより、1997年から2009年の所得税収の税収変動に対し、制度改正、所得水準の変化、および社会保険料水準の増加がどの程度影響したのか定量的に分析する。

- ①制度改正の影響額・・・2009年のデータセットに対し、1997年の税制を反映した計算モデルにより所得税収を計算する。
- ②所得水準の変動による影響額・・・2009年の税制を反映した計算モデルに、2009年のデータセットの所得を1997年当時の水準に調整したものを適用し、所得税収を計算する。なお、所得水準の調整方法は、年金収入以外は(i)第3節に準じて名目GDP変化率、(ii)GDPデフレーター変化率、(iii)実質GDP変化率、の3種類計算する。年金収入に関しては、いずれのケースも消費者物価指数（総合）変化率を用いる。1997年の名目GDP、GDPデフレーター、および実質GDPの変化率は、2009年に対しそれぞれ111.1%、114.6%、97.0%となる。また、1997年の消費者物価指数（総合）の変化率は、2009年に比して102.4%となる。
- ③社会保険料水準の変動による影響額・・・2009年の税制を反映した計算モデルに、2009年のデータセットの社会保険料を1997年当時の水準に調整したものを適用し、所得税収を計算する。なお、社会保険料水準の調整方法は、国民経済計算における雇用者の強制的社会負担の比により調整する。具体的には、2009年の雇用者の強制的社会負担約28.7兆円に対し1997年約24.9兆円となつて

いることから、2009年のデータセットの社会保険料負担にそれぞれ86.8%を乗じる。

Ⅳ－3. 税収変動の影響額の計算結果と分析

計算結果は図表10の通りとなる。

まず、2009年データセットに対し2009年の税制を反映した計算モデルにより算出される所得税収の理論値9兆9,390億円をベースラインとする。その上で、2009年のデータセットに1997年の税制を反映した計算モデルにより計算すると、所得税収の理論値は11兆8,280億円となり、ベースラインとの比は119%となる。1997年から2009年にかけて12年間で16.0%の減収となる。減収の要因としては、地方への税源移譲(2007年)や最高税率の引き下げ(1999年)がある。一方、増収の要因としては、配偶者特別控除の変更、公的年控除の引下げ、および老年者控除の廃止がある。

次に、2009年のデータセットの所得水準を1997年の所得水準に調整したデータセットに対し2009年の税制を反映した計算モデルにより計算すると、名目GDP変化率で所得水準を調整したケース(i)では所得税収の理論値は12兆7,500億円となり、ベースラインとの比は128%となる。1997年から2009年にかけて22.0%の減収となるが、これは10%程度の所得水準の落ち込みが課税ベースを縮小させ、また、

図表10：税収変動の影響額の計算結果と分析

(単位：10億円)

	所得税収 (総合課税分) 本稿理論値	2009年 理論値比	所得税収 (総合課税分) 上田他(2010)を 用いた推計値
2009年税収(ベースライン)	9,939	-	11,371
① 1997年税制	11,828	119%	-
②(i) 1997年所得水準(年金：CPI総合、 その他：名目GDP変化率)	12,750	128%	-
②(ii) 1997年所得水準(年金：CPI総合、 その他：GDPデフレーター変化率)	13,697	138%	-
②(iii) 1997年所得水準(年金：CPI総合、 その他：実質GDP変化率)	9,298	94%	-
③ 1997年社会保険料水準	10,273	103%	-

(出所)「国民生活基礎調査(厚生労働省)」および上田他(2010)より、筆者作成

適用される限界税率を下落させることにより減収に結びついたと考えられる。

ここで、名目 GDP 変化率を GDP デフレーター変化率と実質 GDP 変化率に分解することにより、名目的な価格の変化と実質的な所得の変化による収支変動の効果を計算する。まず、価格の変化を表す GDP デフレーターの変化率で所得水準を調整したケース (ii) では、所得税収の理論値は 13 兆 6,970 億円となり、ベースラインとの比は 138% となる。1997 年から 2009 年にかけて 27.4% の減収となる。次に、実質的な所得の変化を示す実質 GDP の変化率で所得水準を調整したケース (iii) では、所得税収の理論値は 9 兆 2,980 億円となり、ベースラインとの比は 94% となる。1997 年から 2009 年にかけて 6.9% の増収となる。つまり、1997 年から 2009 年にかけて、実質的な経済成長が所得税収をプラスにする効果を持ち、一方で継続的なデフレーションが所得税収を大幅に減少させる効果を持っていたと言えよう。

なお、2009 年のデータセットに対し平均的に所得水準を調整しているため、1997 年当時

と 2009 年の所得分布の偏りの相違や、人口構成の変化に伴う所得の源泉の変化を本分析では捉えることができない点に留意が必要がある。

最後に、2009 年のデータセットの社会保険料の水準を 1997 年の社会保険料の水準に調整したデータセットに対し 2009 年の税制を反映した計算モデルにより計算すると、所得税収の理論値は 10 兆 2,730 億円となり、ベースラインとの比は 103% となる。1997 年から 2009 年にかけて 12 年間で 3.3% の減収となっている。高齢化等を反映した社会保険料の水準の上昇が所得税収の減収に結ぶことが確認できる。なお、所得水準の調整と同様に、2009 年のデータセットに対し平均的に社会保険料水準を調整しているため、1997 年当時と 2009 年の社会保険料の分布の偏りの相違や、所得水準の変化に伴う社会保険料負担の変化を本分析では捉えることができない点に留意が必要である。

計算モデルによる所得税収の計算の際、所得水準の調整等に仮定を置き計算するため一定の留意が必要となるが、本分析は中長期の収支の変動要因を示す試算の一つとなろう。

V. 最後に

本稿では、国民生活基礎調査の個票データに対し矢田 (2011) で提示された所得税の計算モデルを用いることにより、1997 年から 2009 年にかけての制度改正や恒久的減税等の景気対策の規模を定量的に示した。その上で、その間の大きな所得税収の変動について、制度改正、所得水準の変化、および社会保険料水準の変化による影響を、一定の仮定を置くことにより定量的に分析した。本稿の貢献は、個票データを活用することにより、税制改正の効果や収支の変動等をマクロ的な視点から定量的に分析したことにある。一般的に、定量的な分析は、政策の検証やそれを踏まえた政策の企画立案に有効な

材料を提供することになると考えられる。

なお、統計の個票を活用した分析については、その統計の特性が分析結果に影響を与えることになる。そこで、本稿の分析の枠組みを全国消費実態調査の個票を用いて同様の分析を行うことにより、多面的な検証が可能になると考えられる。また、本稿の分析は、制度改正や景気対策等の有無による家計等の行動の変化を織り込まない部分均衡的な分析である。税制の変更が家計や企業等の長期的な行動に影響を与えることを踏まえれば、一般均衡的な分析への拡張が一つの課題となろう。

参 考 文 献

- 稲垣誠一 (2010), 「日本のマイクロシミュレーションモデル INAHSIM の概要」, 一橋大学世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー No.468.
- 稲垣誠一・金子能宏 (2008), 「マイクロ・シミュレーションモデル (INAHSIM) による所得分布の将来推計」『所得・資産・消費と社会保障・税の関係に着目した社会保障の給付と負担の在り方に関する研究: 平成19年度総括・分担報告書』, 厚生労働科学研究費 (政策科学総合研究事業), 383 - 410 頁.
- 上田淳二・杉浦達也・古財篤 (2010), 「所得税の税収変動要因と税収調達能力の分析」, KIER Discussion Paper Series No.1003, 京都大学経済研究所.
- 北浦修敏・長嶋拓人 (2007), 「税収動向と所得弾性値に関する分析」, KIER Discussion Paper Series No.0606, 京都大学経済研究所.
- 北村行伸・宮崎毅 (2013), 「税制改革による所得再分配機能の評価」『一橋大学経済研究叢書 61』, 岩波書店, 177 - 213 頁.
- 白石浩介 (2009), 「給付つき税額控除による所得保障」, 一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー 456 号.
- 高山憲之・白石浩介 (2009), 「“こども手当” 導入効果のマイクロシミュレーション」, 一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー 454 号.
- 田近栄治・古谷泉生 (2003), 「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」『現代経済学の潮流 2003』, 東洋経済新報社, 207 - 226 頁.
- 田近栄治・八塩裕之 (2008), 「所得税改革—税額控除による税と社会保険料負担の一体調整—」, 『季刊社会保障研究』第44巻第3号, 国立社会保障・人口問題研究所, 291 - 306 頁.
- 田中聡一郎・四方理人・駒村康平 (2013), 「高齢者の税・社会保障負担の分析—『全国消費実態調査』の個票データを用いて—」『フィナンシャル・レビュー』通巻第115号, 財務省財務総合政策研究所, 117 - 133 頁.
- 林宣嗣 (1997), 「所得税制度と所得弾性」『総合税制研究』No.5, (財) 納税協会連合会, 197 - 212 頁.
- 林亮輔 (2009), 「所得税の税収調達能力と税制改正の影響—所得弾性値を用いた検証—」『第5回「税に関する論文」入選論文集』, (財) 納税協会連合会, 93 - 130 頁.
- 松田和也 (2012), 「国民生活基礎調査の個票データによる所得税の税制改正効果の検証」『平成24年度財政経済理論研修 論文集』, 財務総合政策研究所, 307—319 頁.
- 松田和也・大関由美子・上田淳二 (2013), 「人口構造の変化に伴う社会保険料増加が将来の所得税の課税ベースに与える影響—マイクロ・シミュレーションの手法を用いた将来推計—」『ファイナンス』平成25年2月号, 財務省, 71—80 頁.
- 森信茂樹・前川聡子 (2001), 「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』通巻第57号, 財務省財務総合政策研究所, 103—122 頁.
- 矢田晴那 (2011), 「政策分析ツールとしてのマイクロ・シミュレーションの研究」『フィナンシャル・レビュー』通巻第104号, 財務省財務総合政策研究所, 189—219 頁.
- 吉野直行・羽方康恵 (2006), 「税の所得弾性の変化と税収の将来シミュレーション」, KUMQRP Discussion Paper Series DP2006-010, 慶應義塾大学.